ロ　別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第三十五条第一項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる防火対象物

イ　別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ　別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ハ　別表第一(十)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物（イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

第三十五条第一項第二号中「別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ」を「別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項」に、「同表(十)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの」を「前号ロ及びハに掲げるもの」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の二第一項の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に効力を有する消防法第九条の市町村条例が前条ただし書に規定する改正規定による改正後の消防法施行令第五条の二第一項に規定する条例制定基準（以下「新基準」という。）に適合しないこととなる場合における同法第九条の市町村条例に係る基準については、平成二十六年八月一日以前において新基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例による。

第三条　この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）別表第一(六)項ロ及び(十)項イに掲げる防火対象物（同表(十)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及び(十)項イに掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、新令第十二条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2　この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(五)項イ、(六)項イ及びハ、(十)項イ並びに十六の二項に掲げる防火対象物（同表(十)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物にあっては、同表(五)項イ又は(六)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(五)項イ、(六)項イ及びハ、(十)項イ並びに十六の二項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十一条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「並びに(十)項イ」を「、(十)項イ並びに十六の二項」に改め、「同表(十)項イ」の下に「及び十六の二項」を加え、同条第二項中「並びに(十)項イ」を「、(十)項イ並びに十六の二項」に改める。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。ただし、同法第一条のうちエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）目次の改正規定（「第六章　機械器具に係る措置（第七十七条―第八十一条）」を「第六章　機械器具等に係る措置（第七十七条―第八十一条）　第一節　機械器具に係る措置（第八十一条の二―第八十一条の五）　第二節　熱損失防止建築材料に係る措置（第八十一条の六・第八十一条の七）　第七章　電気事業者に係る措置（第八十一条の八―第八十一条の十）」に改める部分中「第六章」を「第七章」に、「第一節」を「第八章」に、「第二節」を「第九章」に、「機械器具等に係る措置（第七十七条―第八十一条）」を「機械器具等に係る措置（第七十七条―第八十一条）　第一節　機械器具に係る措置（第八十一条の二―第八十一条の五）　第二節　熱損失防止建築材料に係る措置（第八十一条の六・第八十一条の七）」に改める部分に限る。）、同法第三条第四項、第五条第一項第一号、第五十二条第一項第一号、第五十八条第一号及び第六十六条第一項第一号の改正規定、同法第六章の章名の改正規定、同章中同法第七十七条の前に節名を付する改正規定、同条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同法第七十八条から第八十一条までの改正規定、同章中同条の